

# 抜本的な保全対策を行なう

## 災害復旧は短期間に完了する

- 治山治水施設や海岸保全施設などの国土保全
- 全施設は、人命・国土などあらゆる国富を
- 災害から守るとともに、経済活動の基礎と
- なるもので、緊急不可欠の重要事業である
- ことはいうまでもない。
- 本県は災害の常襲地帯で、毎年甚大な災
- 害をうけているが、この対策としては、災害
- 復旧にとどまることなく、抜本的な事業を
- 強力に推進しなければならぬ。
- 最近の国民経済の発展は、これまで以上
- の規模と発展速度をもつて伸長しつつあ

り、これに伴い諸産業施設も拡張、新設の一途をたどっている。この点に留意して計画を推進する。国においては、国土保全施設の拡充をはかるため、「昭和三十五年計画」を初年度とする治山治水の十年計画」を作成し、民生の安定と国土保全のための長期計画をたてているが、本県においても国の方向を見定めながら、県の経済に対応した国土保全に努める一方、重点的に他の事業との調和に留意して、事業を推進することとした。

災害が一層被害を大きくした。その後、これら災害発生と復旧事業との悪循環はしだいに解消されているが、抜本的な国土保全対策の実施が不十分であった。

### 治水

#### 水源を養い土砂の流失を防ぐ

治山事業は、災害発生を防ぐ上に重要な役割を果すものであるが、また林産物

- (1) 災害復旧は、できるかぎり短期間に完了する。
- (2) 災害防除の効果をもつため、水系の一貫した整備計画を樹てる。このためには、災害額が高く、都市防衛や産業施設・民生経済に及ぼす影響の大きい水系を優先的に実施する。
- (3) 同一水系では、山地から海岸までの諸施設、すなわち治山・砂防・河川統制・河川改修を、一貫して総合的に推進する。
- (4) 砂防・河水統制等の堰堤を整備するに当っては、農業水利・工業用水・電源開発等、水の高度利用に留意し、産業開発に寄与するよう推進する。

本県の災害発生の概況をみると、(1) 本県は台風の常襲地帯であり、集中豪雨により五百ミリ程度の降雨は珍らしくない。このため、河川の氾濫や堤防などの大災害をうけている。(2) 河川流域は、ほとんど火山灰地帯で、地盤が脆弱である。また地すべりの危険地帯も少なく、豪雨で土砂が流出して河川を荒廃させている。(3) 海岸線では、干満の差が著しいので、異常な高潮位になることがあり、老

朽堤防が多いこととあいまつて、潮害の危険が大きいなど、自然的要因に悪条件が重なっている。(4) 山地では、乱伐過伐により、山地とくに水源地帯が荒廃(四千餘)し、保水力が減り、降雨の一時流出が水害・土砂害の原因となつていいる。(5) 災害復旧事業の遅れによる災害の加重は、相次ぐ災害発生により、これまでには見られなかったことであり、資金の制約による復旧の遅れや工事期間中の

る球磨川上流の災害、昭和三十二年の七・二六金峰山周辺の災害等、直接土砂の流出による被害が目立つて多くなつてい

部分などで、合計三百七十九カ所の溪流がある。以上のような現況にかんがみ、次のように事業を進める。

開発上、あるいは水源かん養の上からも強く要望されている。しかし、本県は、前にも述べたように台風の常襲地帯であり、火山灰地帯であるために、雨によつて山地は荒れ、また、森林の乱伐、過伐と植林補植も十分でなかつたためか、山地は著しく荒廃した。とくに、戦後の民有林の荒廃はひどい。

度までに実施する。(1) 山地の保水力増大をはかるため、これに合った工法を実施する。(2) 山地荒廃率の高い筑後川、白川、球磨川流域に重点をおく。(3) 他の国土保全事業と連けいを保ち山岳地帯の各種道路網の開設に先行して、山地地盤の保全施設を進める。

#### 防災林造成

- (1) 防潮林予定地のほとんどが被害地であるため、昭和四十年年度までに重点をおき、早急に復旧を要する箇所から行い、さらに防潮林は、緊急度の高い箇所から進める。
- (2) 白川、球磨川流域は、主として開拓防潮林を、菊池川流域、島嶼の防潮林は、それぞれ造林工および護岸工を強力に進める。

#### 保安林改良

- (1) 水源かん養、土砂流出防止等のため、林相の改良整備をはかり、保安林の増強を促進する。
- (2) 地形地質上荒廃しやすしい白川流域、菊池川流域、島嶼地域に重点をおく。

### 地すべり防止……急を要する箇所から施工

地すべりは、地下水等によつて土地の一部がすべつて移動する現象で天草島一帯、緑川南部から水川流域一帯にわたる地域、阿蘇北部の小国・南小国一帯等、現在まで判明している地すべり地帯は約八十カ所に及んでいる。

以上のようなべたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次

### 砂防……★

#### 四十年年度までに二百十五カ所

本県の多くの川は、阿蘇火山の噴出物で基礎ができており、一般に水源地帯の地質が悪く、豪雨の際は一時に多量の土砂を流下し、土石流となつて流域に甚大

な被害を与えている。とくに、中下流部の川床は年々上昇して洪水の原因となつており、昭和二十八年の六・二六白川水系災害、昭和二十九年の十二号台風によ

砂防関係の地すべり」は、本土と天草島一帯を含めて六十地区の地帯があり、この二十四地区が「地すべり等防止法」に基づく防止区域に指定され、八カ所が申請中である。

農地地すべり対策  
治山地すべりは、六十七カ所のうち緊急施行を要する十一カ所を昭和四十年年度までに、四十二カ所を昭和四十五年年度までに完成する。